

別紙 1

平成 29 年度 補助金等の点検の経過について

I 総括事項

(1) 補助金等の評価結果等

ア 対象数	217 件	
イ 点検結果		
手法変更	3 件 (1.4%)	(うちH29～ 報奨金 1 件、負担金1件)
廃止	26 件 (12.0%)	(うちH28 終了 19 件)
見直し	52 件 (23.9%)	
継続	136 件 (62.7%)	

(2) 見直し指示事項

平成 29 年度の補助金等の点検等に基づき、補助金等について次の事項に取り組むこととします。

補助金等に関する見直し指示について

1 (仮称)公募型補助金制度の導入の検討について

(1) 指示事項

補助対象事業を特定分野・事業に固定化するのではなく、文化・社会教育・福祉・環境等の様々な分野で活躍する団体・グループから公益的な活動等について幅広い提案を受け、その活動の発展・自立に向けた補助を行う制度(仮称「公募型補助金制度」)について、31 年度からの導入に向けて検討すること。

(2) 趣旨等

- ア 昨年度の補助金等見直し指示により、団体運営補助を 31 年度末を目途に原則として廃止することとし、事業補助への転換等を行っている。これにより、補助金等の対象となる事業については明確になりつつあるが、補助対象者は、多くが同一のままである。しかし、補助金等の対象団体等を固定化することは、他の団体等との公平性が課題として残る。
- イ そもそも、補助金は、当該対象事業の「公益性」に着目して交付されるものであるが(地方自治法第 232 条の 2)、「公益性」は社会経済情勢の変化により遷移するため、補助金を常に時代背景等に適合させるには、補助対象となる団体等や事業が固定化していない補助金等の制度を創設することが有効である。
- ウ また、補助金等の対象となる事業について、団体等から幅広く提案を求めることによって、公平性や透明性について確保できるとともに、当該時点において市民の関心や公益性の高い活動等に対して補助をすることが可能となる。

- エ さらに、当該制度の導入によって、競争原理による補助対象事業のブラッシュアップ、補助金のVFM(value for money 交付する金銭の使用価値)の向上、団体等の発展・自立促進なども期待されることである。
- オ これらのことから、補助金等の対象となる事業を固定化せず、様々な分野で活躍する団体等から提案を求め、時代に即した公益性の高い活動等に対して補助金を交付する制度について検討を行うこととする。
- カ なお、この制度の導入に当たっての財源については、既存の事業補助を含めた補助金等の整理・統合により、充てることとする。

2 個別事項

別紙2「平成 29 年度補助金等点検結果一覧表」(以下「一覧表」という)の「3 次評価」「指示事項又は対応状況」に定める見直し等を行い、30 年度予算への反映を行うこと。

※なお、この補助金等の点検は、公益性、必要性、有効性等の視点からそれぞれの補助金等が適正かどうかについて点検を行うものであるため、当該点検で示される評価結果(今後の方向性)と予算化の内容とは、必ずしも一致しません。

II これまでの取り組みの経過

1 1次評価（平成 29 年 5 月 12 日～5 月 24 日）

(1) 内容

- ア 所管課による補助金の自己点検(25 点満点)
イ 対象は、平成 28 年度に決算額があるもの

(2) 評価結果等

- ア 対象数 217 件
イ 点検結果
- | | | |
|------|--------------|------------------------|
| 手法変更 | 3 件(1.4%) | (うちH29～ 報奨金 1 件、負担金1件) |
| 廃止 | 25 件(11.5%) | (うちH28 終了 19 件) |
| 見直し | 48 件(22.1%) | |
| 継続 | 141 件(65.0%) | |

2 2次評価（平成 29 年 7 月 6 日）

(1) 内容

- ア 次長・室長による1次評価の検証
イ 対象抽出(10 件)の考え方は次頁を参照（一覧表「◎」）

(2) 評価結果等

1次評価		⇒	2次評価	
継 続	9		継 続	7
見 直 し	1		見 直 し	3
廃 止	0		廃 止	0
合 計	10		合 計	10

3 最終評価（平成 29 年 8 月 4 日）

(1) 内容

ア 補助金等適正化委員会(委員長:市長)により1次・2次評価について政策的な観点からの検証を行い、各補助金等についての指示事項を定めた。なお、必要に応じて所管課の参加を求めた。

イ 対象は、次により抽出した(71件)

- ◆28年度の最終評価において市長の見直し指示を受けた補助金(一覧表「■」 59項目)
 - ◆2次評価実施分
 - ◆その他必要と判断する補助金
- } (一覧表「★」 12項目)

(2) 評価結果等

一覧表「★」・・・2次評価実施分の検証等

2次評価		⇒	最終評価	
継 続	4		継 続	1
見 直 し	6		見 直 し	8
手法変更	1		手法変更	1
廃 止	1		廃 止	2
合 計	12	合 計	12	

一覧表「■」・・・28年度見直し指示事項

→別紙3のとおり

【参考】平成 29 年度補助金等の点検における 2 次評価の考え方

今年度の補助金等の点検における 2 次評価の対象となる補助金等は次により抽出しています。

1 昨年度は、次により 2 次評価を行いました。

- ◆ガイドラインでは、補助金額が補助対象経費の 2 分の 1 以下であることを基準としている (P2) ことから、市単独の補助であって、補助金額の割合が補助対象経費の 2 分の 1 を超えるものを抽出して 2 次評価の対象とした。
- ◆ただし、定額補助については、補助対象経費が不明確でガイドラインの基準に合致しているかどうか不明なものが存在したため、28 年度の 2 次評価からは除くこととする。

2 以上を踏まえ、定額補助については、28 年度から運用として補助対象経費について把握可能な資料を備えることとし、29 年度の 2 次評価においてガイドラインとの整合性について検証することとした。

3 29 年度の 2 次評価の対象の抽出の考え方は次のとおり

- (1) 原則として、下記の条件を全て満たすものを 2 次評価の対象として抽出
 - ・市単独の定額補助(定率補助以外の補助金)
 - ・補助金額の割合が補助対象経費の 2 分の 1 を超えるもの
- (2) ただし、次のものは除外
 - ・28 年度の 2 次評価及び 3 次評価の対象となっているもの
 - ・28 年度の補助金見直しにおいて、最終的な今後の方向性が見直しもしくは廃止となっているもの